

都市計画案に対する意見書の要旨及び区の回答

■都市計画の種類及び名称

東京都市計画防災街区整備地区計画本町二・四・五・六丁目地区防災街区整備地区計画の変更

	縦覧期間・場所	意見書の数
都市計画案の縦覧・意見書の提出	期間： 令和7年6月10日から 令和7年6月24日まで 場所： 渋谷区役所 都市整備部 都市計画課	意見書：1通

■意見書の要旨と区の回答

意見・質問	回答
昨今全国的に土地・建物が日本国民以外の人々の手に渡ってきている。観光は大いに結構だが、家屋に外国の方が住まうようになってきており、町会としての繋がりも減ってきている。そこで、外国人に対する土地及び家屋の所有規制または制限についての法整備はできないのか。	本件の都市計画法に基づく地区計画において、土地・建物の所有権そのものに制限を課すことはできません。